

## A-Z

**BOD (生物化学的酸素要求量 : Biochemical Oxygen Demand)**

→「生物化学的酸素要求量 (BOD)」へ

**BDF(バイオディーゼル燃料 : Bio-diesel Fuel)**

→「バイオディーゼル燃料 (BDF)」へ

**CASBEE (建築環境総合性能評価システム : Comprehensive Assessment System for Built Environment Efficiency)**

→「建築環境総合性能評価システム (CASBEE)」へ

**COD (化学的酸素要求量 : Chemical Oxygen Demand)**

→「化学的酸素要求量 (COD)」へ

**ESCO (Energy Service Company)**

既存施設の省エネに関する、計画・工事・管理・資金調達等包括的なサービス。ESCO事業では、そのサービスを提供し、従前の環境を低下させることなく省エネルギーを行い、その結果得られる省エネルギー効果を保証する。

**ISO14001**

国際標準化機構 (ISO) が規定した、環境に関する国際規格。企業や自治体が環境への負荷を軽減する活動を継続的に実施するためのしくみについての規定である。

**NO<sub>2</sub> (二酸化窒素)**

→「二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>)」へ

**NO<sub>x</sub> (窒素酸化物)**

→「窒素酸化物 (NO<sub>x</sub>)」へ

**O<sub>x</sub> (光化学オキシダント)**

→「光化学オキシダント (O<sub>x</sub>)」へ

**PM2.5 (微小粒子状物質)**

→「微小粒子状物質 (PM2.5)」へ

**PRTR (環境汚染物質排出・移動登録 : Pollutant Release and Transfer Register)**

→「環境汚染物質排出・移動登録 (PRTR)」へ

**SO<sub>2</sub> (二酸化硫黄)**

→「二酸化硫黄 (SO<sub>2</sub>)」へ

**SPM (浮遊粒子状物質 : Suspended Particulate Matter)**

→「浮遊粒子状物質 (SPM)」へ

**VOC (揮発性有機化合物 : Volatile Organic Compounds)**

→「揮発性有機化合物 (VOC)」へ

## あ行

**赤潮**

海域で特定のプランクトンが大量に発生し、かつ水面近くに集積することによって、海水が変色する現象。海水中の窒素、りん等の栄養塩類濃度、自然条件の諸要因が相互に関連して発生すると考えられている。

東京湾では、春から夏にかけて水温が上昇し日照時間が長くなると植物プランクトンが増殖し、赤潮が発生しやすい。

**一般環境大気測定局 (一般局)**

大気汚染防止法第22条に基づいて、環境大気の大気汚染状況を常時監視 (24時間測定) する測定局のうち、自動車排出ガス測定局以外の測定局のこと。

**雨水浸透ます**

雨水ますの底部に穴を開け、その周囲に砂利を充填したもので、雨水を地中にしみ込みやすくする。

**エコツーリズム**

地域の自然観光資源を対象とし、それらを体験・学習するとともに、自然環境の保全や歴史文化の保全に責任を持つ観光のあり方。

**温室効果ガス**

地球温暖化の原因となる温室効果を持つ気体のこと。大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体。京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄の6物質が温室効果ガスとして削減対象となっている。

## か行

**化学的酸素要求量**

(COD : Chemical Oxygen Demand)

有機物による汚れの度合いを表す指標の一つ。汚濁物質などを酸化剤で酸化するときに消費される酸素の量。数値が高いほど有機物の量が多く、汚れが大きいことを示している。

**環境アセスメント (環境影響評価)**

土地の形状の変更、工作物の建設等の事業の実施が環境に及ぼす影響について、あらかじめ調査、予測及び評価を行い、その結果を公表し、及びこれに対する意見を求め、これらの事業の実施に際し、公害の防止、自然環境の保全、歴史的・文化的遺産の保

全その他の環境保全の見地から適正な配慮がなされる手続等をいう。

### 環境汚染物質排出・移動登録 (PRTR: Pollutant Release and Transfer Register)

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律 (PRTR法) において定められた制度。対象事業者が人の健康や生態系に有害な影響を及ぼすおそれのある化学物質について、どのような発生源から、どのくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを自ら把握し、年に一度届出を行い、国がそのデータを集計し、公表する仕組み。排出量として大気への排出、公共用水域への排出、土壌への排出、埋立処分の4つ、移動量として下水道への移動量、廃棄物としての移動量 (事業所外への移動量) の2つに分けられる。

### 環境基準

人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、物質の濃度や音の大きさというような数値で定められるもの。大気汚染、水質汚濁・地下水、土壌汚染、騒音及びダイオキシン類について環境基準が定められている。環境基準は、国や地方公共団体が公害対策を進めていく上での行政上の目標として定められているものであり、公害発生源を直接規制するための基準 (いわゆる規制基準) とは異なる。

### 環境モデル都市

温室効果ガスの排出削減などで先駆的な取り組みを行う自治体のこと。国が全国の自治体に呼びかけて先駆的な取り組み案を募り、平成20 (2008) 年7月に提案があった82件 (89自治体) から6自治体を選定した。平成21 (2009) 年1月には7都市が追加選定された。横浜市は環境モデル都市の1つである (平成20年7月選定)。

### 間伐

植林してある程度育ってから主伐されるまでの間に、繰り返し実施される間引き伐採のこと。

### 外来種

本来の生態系には生息しないにもかかわらず、食用やペットなどの目的で人為的に外国から持ち込まれた動植物のこと。在来種を駆逐したり、在来種と交雑するなどして生態系を激変させる侵略的な外来種も少なくない。

2005年6月に施行された外来生物法は、侵略的な外来種や、人の生命や農林水産業に被害を及ぼす外来種を、「特定外来生物」として指定し、輸入、飼育、販売、遺棄を規制し、防除することを定めている。

### 揮発性有機化合物 (VOC: Volatile Organic Compounds)

トルエン、キシレン等の揮発性を有する有機化合物の総称であり、塗料、インキ、溶剤 (シンナー等) などに含まれるほかガソリンなどの成分になっているものもある。光化学オキシダント発生要因のひとつと言われている。

### 九都県市指定低公害車

首都圏の広域的課題について取り組む九都県市 (埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市) において定めた「九都県市低公害車指定指針」に基づき、電気自動車や燃料電池自動車、国土交通省低排出ガス車認定実施要領で、窒素酸化物 (NOx) 等の排出量が平成17 (2005) 年基準排出ガスレベルから一定量低減されている自動車を、「九都県市指定低公害車」として認定している。

### 京都議定書

1997年12月、地球温暖化防止京都会議において採択され、2000年以降の先進各国における温室効果ガスの削減目標や国際制度について定めている。我が国においては、2008~2012年の間に、温室効果ガスを1990年レベルで6%削減することが求められている。日本は平成14年 (2002年) 6月4日、閣議で京都議定書の締結を決定した。その後、平成17年 (2005年) 2月16日、前年のロシアの批准を経て、京都議定書が正式に発効した。

### 建築環境総合性能評価システム (CASBEE)

建築環境総合性能評価システムは、建築物の耐震性、省エネ、資源の再利用など約90の評価項目を入力することで、総合的な評価ができるソフト。横浜市では、地球温暖化対策、ヒートアイランド対策、長寿命化対策、まちなみ・景観への配慮、の4つの項目を特に取組を推進する重点項目として位置づけるなど、横浜市用に改良した「CASBEE横浜」を使用して評価している。

### 光化学オキシダント (Ox)

光化学スモッグの指標となり、工場や自動車などから排出される窒素酸化物と光化学反応性の高い揮発性有機化合物 (VOC) 等が、太陽エネルギーを受けて光化学反応を起こして生成される二次汚染物質であり、その濃度が高くなると人体や動植物に被害を与える。

### 光化学スモッグ

夏季に多く日射が強くて、風の弱い日に光化学オキシダントが大気中に滞留した結果、空が霞んで、白いモヤがかかったような状態になることを「光化学スモッグ」が発生しているという。その影響は目やのどの粘膜を冒し、植物被害や視覚障害など広範囲にわたる。

**高度処理**

下水処理において、通常の有機物除去を主とした二次処理で得られる処理水質以上の水質を得る目的で行う処理。除去対象物質は浮遊物、有機物、栄養塩類等があり、各々の除去対象物質に対して様々な処理方式がある。

**コミュニティサイクル**

都市の交通手段として、安価な料金で自転車レンタルできるシステム。従来型のレンタサイクルとは異なり、一定のエリアに複数のサイクルポート（貸出拠点）を設置し、どのサイクルポートでも貸出、返却が可能であり、近年欧米などで導入が進んでいる。

**さ行****再使用 (Reuse : リユース)**

一度使用し、不要になったものをそのままの形でもう一度使うこと。

**再生可能エネルギー**

太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができると認められるもの。化石燃料と違い、エネルギー源が絶えず再生、供給され、地球環境への負荷が少ない。具体的には、太陽光、太陽熱、水力、風力、地熱、大気熱、バイオマスなどが挙げられる。

**再生利用 (Recycle : リサイクル)**

ごみを原料（資源）として再利用すること。「再資源化」とも言う。

**自動車排出ガス測定局 (自排局)**

大気汚染防止法第22条に基づいて、自動車排出ガスによる環境大気汚染状況を常時監視（24時間測定）する測定局。

**遮熱性舗装**

太陽光を反射し、舗装が吸収する熱量を少なくすることにより、舗装の温度上昇を抑制する舗装。

**循環型社会**

雨水の地中涵養や中水利用などの水の循環への配慮、生ごみの堆肥化、古紙や缶のリサイクルなど資源の循環などの仕組みや設備を備えたり、大気循環を促す風の通り道や緑地の配置に配慮したりした都市構造を有する社会をさしている。

**スマートグリッド**

電力の送電網にコンピューターやIT（情報技術）を取り入れ、電力需給を自動制御しつつ、自然エネルギーを最大に利用する次世代の電力網（グリッド）のこと。

**3R**

廃棄物処理とリサイクルにおける優先順位を表す言葉の頭文字を取った造語である。①廃棄物の発生抑制（Reduce：リデュース）、②資源や製品の再使用（Reuse：リユース）、③再生利用（Recycle：リサイクル）の順で、リサイクルよりもリデュースを優先する。3Rに、不要なものをもらわない・買わない（Refuse：リフューズ）、修理して使う（Repair：リペア）を加えて4Rや5Rと呼ぶこともある。

**生物化学的酸素要求量****(BOD : Biochemical Oxygen Demand)**

有機物による汚れの度合いを表す指標の一つ。微生物の働きで有機物（汚泥）を分解するときに消費される酸素の量である。数値が高いほど有機物の量が多く、汚れが大きいことを示している。

**全窒素**

アンモニア性窒素などの無機性窒素とたんぱく質などに含まれる有機性窒素の総量。

**全りん**

りん酸やその化合物に含まれるりんの総量。

**た行****ダイオキシン類**

塩素を含む有機化学物質の一種で、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成12年1月15日施行）により、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)、コプラナーポリ塩化ビフェニル(Co-PCB)の3物質群と定義されている（単一の物質でないため、「物質群」としている）。ダイオキシン類の現在の主な発生源は、ごみ焼却による燃焼、製鋼用電気炉、たばこの煙、自動車排出ガスなどの様々な発生源があげられている。水に溶けにくく、油や溶剤には溶けやすい。また、常温では安定しているが、高温（800℃以上）ではほとんど分解する。

**地産地消**

地域で作られた旬の農作物を、その地域内で消費する考え方のこと。季節に応じた栽培であり、遠距離の輸送が必要ないことから、エネルギー消費に伴う二酸化炭素排出が少なく、地域の農業の活性化にもつながる。

**窒素酸化物 (NOx)**

窒素酸化物は、一酸化窒素と二酸化窒素の合計で表され、物質が高温で燃焼する際に、空気や物質中に含まれる窒素が空気中の酸素と反応して生成されるもので、主な発生源は工場・事業場の燃焼施設や自動車である。発生源から排出される際には大部分が一酸化窒素であり、排出後に大気中に広がっていく過程で酸化され、二酸化窒素に変化する。



## 低炭素社会

地球温暖化を防ぐため、二酸化炭素やメタンなどの温暖化ガスをできる限り排出しない社会。石油などの化石燃料に過度に頼らず、自然エネルギーを活用し、大量生産・大量消費社会から循環型社会へ脱却することを意味する。

## 透水性舗装

雨水を積極的に地中に浸透させることを目的とした舗装。水をそのまま地下に浸透させるため、設計許容量を超えた豪雨時などに起こる下水や河川の氾濫の防止、植生や地中生態の改善、地下水の涵養などの効果がある。

## な行

### 二酸化硫黄 (SO<sub>2</sub>)

硫黄又は硫黄を含有する燃料が燃えるとき発生する無色、刺激臭の気体。二酸化硫黄は、大気中で太陽光線により三酸化硫黄 (SO<sub>3</sub>) に酸化される。主な発生源は重油を燃料とするボイラーである。

### 二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>)

大気中の窒素酸化物の構成成分で、発生源はボイラーなどの固定発生源や自動車などの移動発生源のような燃焼過程、硝酸製造等の工程などがある。燃焼過程からはほとんどが一酸化窒素として排出され、大気中で酸化され二酸化窒素となる。二酸化窒素は、呼吸とともに人体に取り込まれ、呼吸器疾患の原因となることが知られており、環境基準が設定されている。二酸化窒素そのものが大気汚染物質であるが、光化学オキシダントの原因物質でもある。(→「窒素酸化物 (NOx) 」)

## 熱帯夜

夜間の最低気温が25℃以上の日のことである。

## は行

### バイオディーゼル燃料(BDF)

廃食用油エステル化燃料とも呼ばれ、植物性廃食用油を資源化する技術により精製される燃料の一つ。近年、温暖化問題が深刻化する中、生物由来(バイオマス)の燃料であるBDFは、CO<sub>2</sub>排出を増加させない燃料として脚光を浴びている。

### 発生抑制 (Reduce : リデュース)

生産工程で出るごみを減らしたり、使用済み製品の発生量を減らすこと。

### 微小粒子状物質 (PM2.5)

浮遊粒子状物質 (SPM) の中でも粒径2.5μm以下の物質をさす。粒子表面に様々な有害成分が吸収・吸着されており、呼吸器系の奥深くまで入りやすいことから、健康への影響が懸念され、平成21年に環

境基準が制定された。

## 浮遊粒子状物質

### (SPM : Suspended Particulate Matter)

環境基準に定められている粒径10μm(0.01mm)以下の大気中に浮かんでいる微小な粉じん、肺などに沈着すると呼吸器疾患の原因となる。その発生源には、地表から舞い上がった土壌や海塩粒子等の自然起源のものと、工場等の固定発生源や自動車・船舶等の移動発生源に由来する人工起源のものがあり、それぞれ発生源は複雑かつ多岐にわたる。さらに、大気中のガス状物質が物理的・化学的に変化して二次粒子が生成される。

## 保水性舗装

舗装体内に保水された水分が蒸発し、水の気化熱により路面温度の上昇を抑制する性能をもつ舗装。

## ま行

### 真夏日

真夏日は、一日の最高気温が摂氏30℃以上になる日のこと、真冬日は、一日の最高気温が摂氏0℃未満の日のことである。なお、一日の最高気温が摂氏25℃以上になる日は夏日といい、一日の最低気温が摂氏0℃未満になる日を冬日という。

## モビリティマネジメント

### (Mobility Management)

一人ひとりのモビリティ (移動) が、社会的にも個人的にも望ましい方向 (過度な自動車利用から公共交通等を適切に利用する等) に変化することを促す、コミュニケーションを中心とした交通政策。

## や行

## 有害化学物質

人間の健康や生態系などに悪影響を及ぼす化学物質の総称。

## ら行

## リスクコミュニケーション

市民、事業者、行政のすべての者が化学物質の環境リスクに関する正確な情報を共有し、相互理解と意思の疎通を図り、問題の改善を目指すこと。

## 流域

河川に流れ込む雨水 (氷雪水も含む) が降り集まる地域のこと。集水域または排水域ともいう。

## 緑被率

緑の現状を量的に示す指標の一つ。航空写真によって、空から緑の量をとらえる方法で、おおよその緑の量が把握できる。

# 資料／環境年表

時代	和 暦	西 暦	世の中の主なできごと◎ ※横浜の出来事は●	横浜の環境のできごと	環境分野の主なできごと
昭和	20	1945	◎ポツダム宣言受諾 ●横浜大空襲		
	22	1947	◎日本国憲法制定		
	24	1949	◎湯川秀樹がノーベル物理学賞 受賞 ●第4回国民体育大会会場として三ツ沢公園を開設 ●日本貿易博覧会		
	26	1951	◎サンフランシスコ講和条約調印 ●野毛山遊園地（後の動物園）開園		◎タイワンリスが江ノ島から逃亡
	29	1954	◎ピキニで水爆実験、第五福竜丸が被曝 ●三溪園が横浜市に譲渡・寄贈される		◎掃除法（清掃法）制定
	30	1955			◎イタイイタイ病、学会に発表
	31	1956	◎日ソ国交回復 ●政令指定都市となる		◎水俣病の存在、保健所に初報告
	32	1957	◎日本が国連へ加盟 ◎東海村原子炉で初の臨界		
	33	1958	●開港 100 周年祭		◎下水道法制定 ◎水質保本法制定 ◎工場排水規制法制定
	34	1959	◎伊勢湾台風被害 ●現在の市庁舎完成		
	36	1961	◎世界初の有人宇宙船（ソ連） ●氷川丸 山下公園に係留 ●マリントワー完成	●衛生局公衆衛生課に公害担当者を配置 ●神奈川県事業場公害防止条例制定	◎農業基本法制定 ◎四日市でぜん息患者が多く発生 ◎レイチェル・カーソン「沈黙の春」出版
	37	1962	●中部下水処理場運転開始 ●港の見える丘公園開園		◎ばい煙規制法制定 ◎サリドマイド事件 ◎ベトナム戦争で米が枯葉剤作戦
	38	1963	●山下埠頭完成		
	39	1964	◎東京オリンピック開催 ◎東海道新幹線が開通し新横浜駅開業	●横浜市公害対策協議会設置 ●全国初公害防止協定を締結（電源開発機子火力発電所） ●大気環境の常時測定開始	◎厚生省環境衛生局に公害課を設置
	40	1965	◎朝永振一郎がノーベル物理学賞受賞		◎新潟県阿賀野川下流域の「第二水俣病」を新潟県庁へ初報告
	42	1967			◎公害対策基本法制定
	43	1968	●人口 200 万人突破		◎大気汚染防止法制定 ◎カネミ油症事件
	44	1969	◎人類初の月面着陸（米国）		
	45	1970	◎万国博覧会開催（大阪）	●市議会に公害対策委員会設置	◎公害紛争処理法制定 ◎水質汚濁防止法制定 ◎廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）制定
	46	1971		●神奈川県公害防止条例制定	◎環境庁設置法制定 ◎廃棄物処理法制定 ◎大気汚染防止法改正 ◎水質汚濁防止法制定
47	1972	●飯島・上郷・下永谷・三保市民の森を開設 ●こども自然公園を開設 ●市営地下鉄開通（上大岡～伊勢佐木長者町）横浜市電廃止 ◎札幌オリンピック開催	●廃棄物の中間処理・最終処分用地等の設定に関する指導要綱策定	◎国際連合人間環境会議（ストックホルム会議） ◎ローマクラブ「成長の限界」を発表 ◎自然環境保本法制定	

時代	和暦	西暦	世の中の主なできごと◎ ※横浜の出来事は●	横浜の環境のできごと	環境分野の主なできごと
昭和	48	1973	◎オイルショック ◎江崎玲於奈がノーベル物理学賞受賞	●横浜市公害被害者救済事業基金条例制定 ●緑の環境をつくり育てる条例制定 ●横浜市の環境目標を制定 ●有害物質を含む産業廃棄物の処分方法に関する指導要綱施行	
	49	1974		●横浜市鉄道公害検討委員会が鉄道騒音及び振動に係る目標値設定 ●横浜市公害健康被害認定審査会条例制定 ●横浜市公害健康被害診療報酬審査会条例制定 ●横浜市公害被害者保護規則制定	
	50	1975		●光化学スモッグと悪臭公害の起因物質である炭化水素系物質の蒸発・揮散を防止する指導要綱施行(57年11月「横浜市炭化水素系物質対策指導要綱」に改訂) ●横浜市硫黄酸化物及びばいじん対策指導要綱施行 ●横浜駅周辺地盤沈下対策指導要綱施行 ●生物指標と水質達成目標を策定	◎水質汚濁に関する総量規制検討委員会設置
	51	1976		●横浜市公害研究所(現、環境科学研究所)の開所 ●横浜市工場騒音測定指導要綱施行	
	52	1977		●横浜市窒素酸化物対策指導要綱施行 ●横浜市公害健康被害者保護事業に係る寄付金の拠出に関する契約を締結	
	53	1978	◎新東京国際空港(成田空港)が開港 ●横浜スタジアム開設 ●大通り公園、根岸森林公園を開園	●廃棄物の処理用地等の設定に関する指導要綱施行	
	54	1979	●こども自然公園内に万騎が原ちびっこ動物園開園	●東京湾岸の六都府市により「東京湾二次汚濁問題広域連絡会」が発足	◎エネルギー使用の合理化に関する法律(省エネ法)制定
	55	1980		●横浜市合成洗剤対策に関する方針策定 ●横浜市環境影響評価指導指針策定 ●環境庁と東京湾岸の六都府市により東京湾富栄養化対策連絡会発足	◎ラムサール条約第1回締約国会議(カリアリ)
	56	1981	◎福井謙一がノーベル化学賞受賞		
	57	1982	●金沢動物園開園	●悪臭対策の暫定指導基準施行 ●東京湾富栄養化対策指導指針を策定	
	58	1983	◎日本海中部地震		
	59	1984	●11の下水処理場全て稼働 ●下水道普及率60%	●横浜市生活系排水及び小規模事業所排水対策推進要綱施行 ●相模湾富栄養化対策指導指針を策定	◎ラムサール条約第2回締約国会議(フローニンゲン)
	60	1985	◎つくば科学万博開催 ●人口300万人突破	●横浜市産業廃棄物処理指導計画策定 ●新横浜駅及び戸塚駅周辺地盤沈下対策指導要綱施行 ●公害防止協定の魚類指標による暫定排水評価指針策定	

時代	和暦	西暦	世の中の主なできごと◎ ※横浜の出来事は●	横浜の環境のできごと	環境分野の主なできごと
昭和	61	1986	●横浜市自然観察の森を開設 ●コアラが金沢動物園に来園	●横浜市トリクロロエチレン等に関する指導要領策定 ●横浜市環境基本憲章策定 ●横浜市環境管理計画策定 ●横浜自然観察の森条例制定 ●横浜市工場等跡地土壌汚染対策指導要綱施行	◎チェルノブイリ原子力発電所事故 ◎伊豆大島三原山噴火
	62	1987	◎利根川進がノーベル医学・生理学受賞 ●寺家ふるさと村開村	●横浜市自動車公害防止計画策定 ●公害対策局に自動車公害対策担当設置 ●横浜市自動車公害防止計画推進協議会設置	◎オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書採択 ◎ラムサール条約第3回締約国会議（レジャイナ）
	63	1988	●海の公園を開設	●アスベスト（石綿）使用建築物の改修・解体工事暫定指導指針施行 ●横浜市動物園条例制定	
平成	元年	1989	●横浜アリーナ・横浜美術館オープン ●金沢シーサイドライン・ベイブリッジ開通 ●市政100周年・開港130周年記念式典横浜博覧会開催 ●「市の花バラ」制定	●産業廃棄物処理用地の設定等に関する指導要綱施行 ●横浜市公共用水域の水質事故対策要綱施行 ●産業廃棄物の処分に関する指導要綱施行 ●平潟湾水質保全計画作成	
	2	1990		●鶴見川水系河川環境管理計画策定 ●横浜市環境保全基金条例制定	◎ラムサール条約第4回締約国会議（モントルー）
	3	1991	◎湾岸戦争勃発	●横浜市産業廃棄物処理指導計画第2次計画策定 ●産業廃棄物中間処理施設管理指針（建設廃棄物編）作成 ●先端技術産業からの環境汚染を未然に防止するため「横浜市先端技術産業環境保全対策暫定指導指針」を策定	◎再生資源の利用の促進に関する法律（リサイクル法）制定 ◎廃棄物処理法改正（マニフェスト制度の導入）
	4	1992	◎バブル経済崩壊 ◎環境と開発に関する国際連合会議（地球サミット）にてアジェンダ21採択 ●舞岡公園を開設	●横浜市環境保全施策基本構想検討委員会設置 ●横浜市環境保全活動推進委員会設置 ●環境保全活動助成制度の発足 ●横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例制定	◎国連環境開発会議（ブラジル・リオ）開催 ◎自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NOx法）制定 ◎特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律制定
	5	1993	◎Jリーグ開幕 ●八景島開設 ●栽培収穫体験ファームを開設 ●横浜ランドマークタワー完成	●横浜市地盤沈下対策指導要綱施行 ●横浜市産業廃棄物処理用地の設定等に関する指導要綱一部改正 ●横浜市エネルギービジョン策定	◎環境基本法制定 ◎ラムサール条約第5回締約国会議（釧路）
	6	1994	●環境中のアスベスト濃度測定開始 ●ヒートアイランド研究に着手	●横浜市水環境計画ゆめはま水環境プラン策定 ●横浜市フロン対策検討委員会設置 ●横浜市環境審議会設置 ●横浜市廃棄物跡地利用に係る指導要綱施行 ●横浜市一般廃棄物処理基本計画策定	
	7	1995	◎阪神淡路大震災 ◎地下鉄サリン事件	●横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例施行 ●横浜市地盤沈下対策指導要綱改正・施行 ●横浜市環境影響評価要綱施行 ●横浜市開発事業等の計画の立案に係る環境面からの調整等に関する要綱施行	◎生物多様性国家戦略を決定 ◎陸上活動からの海洋環境の保護に関する世界行動計画（GPA）を採択 ◎容器包装リサイクル法制定

時代	和 暦	西 暦	世の中の主なできごと◎ ※横浜の出来事は●	横浜の環境のできごと	環境分野の主なできごと
平成	7	1995		<ul style="list-style-type: none"> <li>●横浜市窒素酸化物対策指導要綱改正</li> <li>●横浜市硫酸酸化物及びばいじん対策指導要綱改正</li> <li>●横浜市炭化水素系物質対策指導要綱改正</li> <li>●小規模固定型内燃機関に係る横浜市窒素酸化物対策指導 基準改正</li> <li>●アスベスト（石綿）使用建築物の改修・解体工事指導指針改正</li> <li>●悪臭対策の暫定指導基準改正</li> <li>●横浜市工場跡地土壌汚染対策指導要綱改正・施行</li> <li>●横浜市生活系排水及び小規模事業場排水対策推進要綱改正・施行</li> </ul>	
	8	1996		<ul style="list-style-type: none"> <li>●横浜市音環境配慮指針（やすらぎとつるおのいのある音環境をめざして）策定</li> <li>●横浜市産業廃棄物処理指導計画第3次計画策定</li> <li>●横浜市地域冷暖房推進指針施行</li> <li>●横浜市硫酸酸化物及びばいじん対策指導要綱改正</li> <li>●横浜市先端技術に係る環境保全対策指導指針施行</li> <li>●横浜市環境管理計画策定</li> </ul>	◎ラムサール条約第6回締約国会議（プリズベン）
	9	1997	<ul style="list-style-type: none"> <li>●舞岡ふるさと村開村</li> <li>●横浜国際総合競技場竣工</li> <li>●経団連環境自主行動計画策定</li> <li>●ダイヤモンド・グレース号事件（東京湾タンカー油流出事故）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●横浜市緑の基本計画策定</li> <li>●深夜営業騒音対策ガイド策定</li> <li>●横浜市化学物質適正管理指針施行</li> <li>●横浜市焼却炉ばい煙等対策指導要綱施行</li> <li>●横浜市における七都県市指定低公害車購入要領策定</li> <li>●横浜市一般廃棄物処理計画第2期推進計画策定</li> </ul>	◎COP3（京都）開催にて京都議定書を採択 ◎環境影響評価法制定
	10	1998	◎長野冬季オリンピック	<ul style="list-style-type: none"> <li>●横浜市自動車公害防止計画策定</li> <li>●環境エコアップマスタープラン策定</li> <li>●横浜市環境保全行動計画～市役所の環境保全に向けた自主的な取組～を策定・実施</li> <li>●横浜市生活系排水及び小規模事業場排水対策推進要綱改正・施行</li> <li>●横浜市廃棄物処理施設生活環境影響調査専門委員会設置要綱施行</li> <li>●横浜市産業廃棄物処理用地の設定等に関する指導要綱改正</li> <li>●横浜市ダイオキシン類・環境ホルモン等調査検討委員会設置要綱施行</li> </ul>	◎神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行 ◎COP4（ブエノスアイレス）開催 ◎環境庁「環境ホルモン戦略計画 SPEED'98」発表 ◎地球温暖化対策の推進に関する法律制定 ◎家電リサイクル法制定
	11	1999	<ul style="list-style-type: none"> <li>●横浜動物園ズーラシア開園</li> <li>●横浜市繁殖センター開所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●横浜市環境影響評価条例施行</li> <li>●水環境マスタープラン策定</li> </ul>	◎COP5（ボン）開催 ◎ラムサール条約第7回締約国会議（サンホセ） ◎ダイオキシン類対策特別措置法制定 ◎特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律制定
	12	2000	◎沖縄サミット開催 ◎白川英樹がノーベル化学賞受賞	<ul style="list-style-type: none"> <li>●平潟湾水環境保全計画策定</li> <li>●横浜市生活系排水及び小規模事業場排水対策推進要綱改正・施行</li> <li>●横浜市ダイオキシン類・環境ホルモン等調査検討委員会設置要綱改正・施行</li> </ul>	◎COP6（ハーグ）開催 ◎循環型社会形成推進基本法制定 ◎食品リサイクル法制定 ◎グリーン購入法制定 ◎建設リサイクル法制定



時代	和暦	西暦	世の中の主なできごと◎ ※横浜の出来事は●	横浜の環境のできごと	環境分野の主なできごと
平成	13	2001	◎米国で同時多発テロの発生 ◎野依良治がノーベル化学賞受賞 ●横浜トリエンナーレ 2001 開催	●横浜市産業廃棄物処理指導計画第4次計画策定 ●横浜市地球温暖化対策地域推進計画策定 ●横浜市動物園条例改正	◎COP7（マラケシュ）開催 ◎NOxPM 法制定 ◎ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法制定 ◎環境省発足
	14	2002	◎小柴昌俊がノーベル物理学賞受賞 ◎田中耕一がノーベル化学賞受賞 ●サッカーワールドカップ横浜で開催 ●赤レンガ倉庫オープン	●横浜市グリーン購入の推進に関する基本方針策定 ●横浜市廃棄物焼却施設の解体工事におけるダイオキシン類等汚染防止対策指導指針施行 ●横浜市地球温暖化対策地域協議会設立 ●横浜市生活環境の保全等に関する条例制定	◎持続可能な開発に関する世界首脳会議（第2回地球サミット） ◎COP8（ニューデリー）開催 ◎ラムサール条約第8回締約国会議（バレンシア） ◎京都議定書批准 ◎温暖化対策法改正 ◎新エネルギー発電法制定
	15	2003		●横浜市工事に伴い排出する建設副産物の処分要領改訂 ●横浜市役所地球温暖化防止実行計画策定 ●横浜市自動車公害防止計画5か年の事業計画（2002～2006）策定 ●横浜市生活環境の保全等に関する条例施行（16年7月条例改正・施行） ●エコハマ温暖化防止アクションプラン策定 ●横浜市ISO環境マネジメントシステム環境方針策定 ●神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づくディーゼル車運行規制実施 ●横浜市一般廃棄物処理基本計画（横浜G30プラン）策定 ●横浜G30行動宣言 ●インドネシア政府林業省とのカンムリンシロムク野生保護事業開始 ●野毛山動物園でゾウのハマコが死ぬ	◎COP9（ミラノ）開催 ◎土壌汚染対策法施行 ◎自然再生推進法施行 ◎環境教育推進法公布 ◎使用済自動車の再資源化等に関する法律施行 ◎PCB廃棄物収集運搬ガイドライン制定 ◎環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律一部施行
	16	2004	●みなとみらい線開通	●横浜市環境管理計画改訂 ●横浜市公園条例改訂 ●横浜市生活環境の保全等に関する条例改訂	◎COP10（プエノスアイレス）開催 ◎ヒートアイランド対策大綱の決定
	17	2005	◎愛知万博「愛・地球博」開催 ◎マンション耐震偽装問題の発覚 ●横浜トリエンナーレ 2005 開催	●横浜市環境教育基本方針制定 ●横浜市環境と地域経済の融合推進方針制定 ●横浜市環境影響評価条例規則一部改正 ●土壌汚染対策法に基づく汚染土壌浄化施設認定要綱施行	◎COP11・COP/MOP1（モントリオール）開催 ◎ラムサール条約第9回締約国会議（カンバラ） ◎京都議定書発効 ◎自動車リサイクル法施行
	18	2006		●横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例改訂 ●横浜市地球温暖化対策地域推進計画改訂 ●市役所、全区役所及び環境科学研究所においてISO14001認証取得 ●横浜市水と緑の基本計画制定 ●環境と地域経済推進方針制定 ●横浜市産業廃棄物処理指導計画第5次計画策定	◎COP12・COP/MOP2（ナイロビ）開催 ◎石綿被害者救済法公布

時代	和暦	西暦	世の中の主なできごと◎ ※横浜の出来事は●	横浜の環境のできごと	環境分野の主なできごと
平成	19	2007		<ul style="list-style-type: none"> <li>●横浜市役所地球温暖化防止実行計画改訂</li> <li>●ハマウイング完成</li> <li>●150万本植樹行動開始</li> </ul>	◎COP13（バリ）開催
	20	2008	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎小林誠がノーベル物理学賞受賞</li> <li>◎益川敏英がノーベル物理学賞受賞</li> <li>◎南部陽一郎がノーベル物理学賞受賞</li> <li>◎下村脩がノーベル化学賞受賞</li> <li>●横浜トリエンナーレ2008開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●横浜市脱温暖化行動方針（CO-DO30）策定</li> <li>●環境モデル都市に選定</li> <li>●緑化地域制度の制定</li> <li>●ウガンダ共和国との野生動物繁殖技術協力事業開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎COP14/MOP4（ポーランド）開催</li> <li>◎ラムサール条約第9回締約国会議（昌原市）</li> <li>◎温暖化対策法改正</li> <li>◎省エネ法改正</li> </ul>
	21	2009	<ul style="list-style-type: none"> <li>●開国博Y150の開催</li> <li>◎エコポイントでグリーン家電の買い替え促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●緑の環境をつくり育てる条例改正</li> <li>●緑化地域制度の改正</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎COP15/MOP5（デンマーク）開催</li> <li>◎「グリーンニューディール」政策の世界的広がり</li> </ul>
	22	2010	<ul style="list-style-type: none"> <li>●小惑星探査機「はやぶさ」帰還（6月）</li> <li>●APEC横浜開催（11月）</li> <li>◎鈴木章がノーベル化学賞受賞（10月）</li> <li>◎根岸英一がノーベル化学賞受賞（10月）</li> </ul>	●「横浜市役所環境行動宣言」の発表（2月）	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）、関連会議「生物多様性国際自治体会議」を名古屋で開催（10月）</li> <li>◎COP16・COP/MOP6（カンクン）開催（11月～12月）</li> </ul>
	23	2011	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎東日本大震災、福島第一原子力発電所事故（3月）</li> <li>●横浜トリエンナーレ2011開催（8月～11月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●横浜市一般廃棄物処理基本計画（ヨコハマ3R夢プラン）策定（1月）</li> <li>●横浜市産業廃棄物処理指導計画第6次計画（産廃3R夢プラン）策定（3月）</li> <li>●横浜市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）の策定（3月）</li> <li>●新たな「横浜市環境管理計画」の策定（4月）</li> <li>●「ヨコハマbプラン（生物多様性横浜行動計画）」の策定（4月）</li> <li>●「横浜市下水道事業中期経営計画2011」の策定（4月）</li> <li>●横浜市環境影響評価条例（全部改正）の施行（8月）</li> <li>●環境未来都市に選定（12月）</li> </ul>	◎COP17・COP/MOP7（ダーバン）開催（11月～12月）

※年表は「年」ごとで掲載しています。平成22年、平成23年については、月も記載しています。

# 平成22年度までを計画期間とした「横浜市環境

平成8年に策定し、平成16年に改訂した「横浜市環境管理計画（改訂版）」は平成22年度で計画期間が終了しました。前計画の主要な目標には、達成状況を測るために、目標達成のための指標を定めています。ここでは、その達成状況の概要を示します。

項目		目標達成のための指標	平成22年度 達成状況																							
地球環境		平成22(2010)年度の一人あたりの温室効果ガス排出量が、基準年度である平成2(1990)年度の排出量比で6%以上削減されている(目標:4.96t-CO <sub>2</sub> /人)。	平成20(2008)年度の一人あたりの温室効果ガス排出量は、5.42t-CO <sub>2</sub> /人で、基準年度の排出量5.23t-CO <sub>2</sub> /人と比べ3.6%の増加。 ※平成22(2010)年度の温室効果ガス排出量は、平成24(2012)年度に確定する予定です。 ・「横浜市地球温暖化対策実行計画」を策定																							
自然環境	緑	・概ね5年ごとの調査において、平成16年当時の緑被率31%が向上していること。	[緑被率] 29.8%																							
	水 生物 多様性	・川の生態系の観察などができる親水拠点の整備52か所 ・河川や水路などの環境整備 117km	[樹林地] 7,569ha [農地] 2,815ha [草地] 2,588ha など緑被率合計12,927ha(市域面積の29.8%) ※概ね5年ごとの調査のため直近の調査結果である平成21年の値を示す。 ・水辺拠点の整備 35か所(新たに1か所の整備) ・河川や水路などの環境整備 77.5km(新たに1.8km整備) ・指定管理者に生物多様性に配慮した公園管理マニュアルの順守徹底 ・水域生物相調査「トンボはどこまで飛ぶか調査」の実施 ・「ヨコハマbプラン(生物多様性横浜行動計画)」策定作業を推進																							
生活環境	一般廃棄物	・平成22(2010)年度におけるごみ量を、平成13(2001)年度実績に対し30%削減する。	・平成22年度の全市のごみ量は、約91万5千tで、平成13年度に対して43.2%(約69万5千t)削減しました。 ・「横浜市一般廃棄物処理基本計画(ヨコハマ3R夢プラン)」を策定																							
	産業廃棄物	・最終的に処分される量を、現状の処理体制の維持を前提として予測した141万tに対し、その23%を削減した109万tとする。	・最終的に処分される量:66万t(平成21年度値)でした。 ・「第6次横浜市産業廃棄物処理指導計画(産廃3R夢プラン)」を策定																							
	大気	「大気汚染に係る環境基準について」、「二酸化窒素に係る環境基準について」、「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準について」及び「ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準」を指標とする。 ただし、以下の3物質の指標の数値は次に示すとおり。 ・二酸化硫黄 日平均値 0.02ppm以下 ・一酸化炭素 日平均値 5ppm以下 ・二酸化窒素 日平均値 0.04ppm以下(除幹線道路沿道) ※幹線道路沿道における当面の指標は、環境基準(日平均値が0.04ppmから0.06ppmのゾーン内又はそれ以下であること)とする。 ・悪臭 市民が日常生活において不快を感じない。	大気指標および環境基準の適合は以下のとおりです。 ・太字は指標と環境基準の値が異なる項目 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>物質</th> <th>測定局</th> <th>指標の適合状況</th> <th>環境基準の適合状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二酸化硫黄</td> <td>一般</td> <td><b>全測定局で適合(全18地点)</b></td> <td rowspan="6">全測定局で適合</td> </tr> <tr> <td>一酸化炭素</td> <td>自排</td> <td><b>全測定局で適合(全3地点)</b></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">浮遊粒子状物質</td> <td>一般</td> <td>全測定局で適合(全20地点)</td> </tr> <tr> <td>自排</td> <td>全測定局で適合(全8地点)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">二酸化窒素</td> <td>一般</td> <td><b>20局中12局適合</b></td> </tr> <tr> <td>自排</td> <td>全測定局で適合(全8地点)</td> </tr> <tr> <td>光化学オキシダント</td> <td>一般</td> <td>19局中適合なし</td> </tr> </tbody> </table>	物質	測定局	指標の適合状況	環境基準の適合状況	二酸化硫黄	一般	<b>全測定局で適合(全18地点)</b>	全測定局で適合	一酸化炭素	自排	<b>全測定局で適合(全3地点)</b>	浮遊粒子状物質	一般	全測定局で適合(全20地点)	自排	全測定局で適合(全8地点)	二酸化窒素	一般	<b>20局中12局適合</b>	自排	全測定局で適合(全8地点)	光化学オキシダント	一般
物質	測定局	指標の適合状況	環境基準の適合状況																							
二酸化硫黄	一般	<b>全測定局で適合(全18地点)</b>	全測定局で適合																							
一酸化炭素	自排	<b>全測定局で適合(全3地点)</b>																								
浮遊粒子状物質	一般	全測定局で適合(全20地点)																								
	自排	全測定局で適合(全8地点)																								
二酸化窒素	一般	<b>20局中12局適合</b>																								
	自排	全測定局で適合(全8地点)																								
光化学オキシダント	一般	19局中適合なし																								
水質	BOD(河川): 水域別 3mg/L、5mg/L、8mg/L以下  COD(海域): 水域別 2mg/L、3mg/L以下  ダイオキシン類(水底の底泥): 150pg-TEQ/g以下  その他の項目「横浜市水と緑の基本計画」に示す値(水域区分は「横浜市水と緑の基本計画」による。)	水質の指標の適合は、以下のとおりです。 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>指標</th> <th>水域区分</th> <th>指標の適合状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">BOD</td> <td rowspan="3">河川</td> <td>3mg/L以下</td> <td>I A / I ⑥ / II ④ / III A : 38地点中31地点適合</td> </tr> <tr> <td>5mg/L以下</td> <td>I B / II A / II B / III : 29地点中24地点適合</td> </tr> <tr> <td>8mg/L以下</td> <td>II C : 7地点中6地点適合</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">COD</td> <td rowspan="2">海域</td> <td>2mg/L以下</td> <td>I / IV : 4地点中適合地点なし</td> </tr> <tr> <td>3mg/L以下</td> <td>II / III : 4地点中1地点適合</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ダイオキシン類</td> <td rowspan="2">海域</td> <td>1pg-TEQ/L</td> <td>全測定点で適合(全6地点)</td> </tr> <tr> <td>150pg-TEQ/g</td> <td>水底の底泥</td> </tr> </tbody> </table>	項目	指標	水域区分	指標の適合状況	BOD	河川	3mg/L以下	I A / I ⑥ / II ④ / III A : 38地点中31地点適合	5mg/L以下	I B / II A / II B / III : 29地点中24地点適合	8mg/L以下	II C : 7地点中6地点適合	COD	海域	2mg/L以下	I / IV : 4地点中適合地点なし	3mg/L以下	II / III : 4地点中1地点適合	ダイオキシン類	海域	1pg-TEQ/L	全測定点で適合(全6地点)	150pg-TEQ/g	水底の底泥
項目	指標	水域区分	指標の適合状況																							
BOD	河川	3mg/L以下	I A / I ⑥ / II ④ / III A : 38地点中31地点適合																							
		5mg/L以下	I B / II A / II B / III : 29地点中24地点適合																							
		8mg/L以下	II C : 7地点中6地点適合																							
COD	海域	2mg/L以下	I / IV : 4地点中適合地点なし																							
		3mg/L以下	II / III : 4地点中1地点適合																							
ダイオキシン類	海域	1pg-TEQ/L	全測定点で適合(全6地点)																							
		150pg-TEQ/g	水底の底泥																							

# 管理計画（改訂版）の主要な目標の達成状況（概要）

項目		目標達成のための指標	平成 22 年度 達成状況
生活環境	地盤	<ul style="list-style-type: none"> <li>地下水の過剰な採取などによる地盤沈下を起さない。</li> <li>「土壌の汚染に係る環境基準」及び「ダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境基準」を満足する。</li> <li>「地下水の水質汚濁に係る環境基準」及び「ダイオキシン類による水質の汚濁に係る環境基準」を満足する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内の軟弱地盤を中心に 349 地点で調査した結果、年間最大沈下量は、港北区で記録した 10.7mm でした。</li> <li>ダイオキシン類による土壌汚染調査の結果、全測定地点（10 地点）で環境基準に適合していました。</li> <li>地下水質環境基準：1,2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の 4 項目以外は、ダイオキシン類も含め全測定地点で環境基準に適合していました。</li> </ul>
	騒音振動	<p>『騒音』…市民の住居を主とする地域においては、環境基準の地域類型Cにおいても住居が相当数占める場合も含め、地域類型「A及びB」※の指標値とする。</p> <p>※地域の類型                      A：専ら住居の用に供される地域                      B：主として住居の用に供される地域                      C：相当数の住居とあわせて、商業・工業等の用に供される地域</p> <p>『振動』…市民の住居を主とする地域においては、右のとおりとする。振動 55dB 以下</p> <p>注）道路に面する地域における当面の指標は環境基準等とする。                      新幹線鉄道など、別途、環境基準が定められているものはそれによる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般環境騒音は、平成 22 年度に測定を行った市内 50 地点のうち、昼間で 47 地点、夜間で 41 地点で環境基準に適合。</li> <li>道路交通騒音状況を把握するため、道路交通騒音調査を 32 地点で実施し、19 地点で昼夜ともに指標（環境基準）に適合。</li> <li>道路騒音については 5 地点、道路振動については 6 地点で、市民からの調査に基づく測定を実施。</li> <li>新幹線の鉄道騒音は、測定を行った 24 地点のうち、13 地点で指標（環境基準）に適合。</li> <li>新幹線の鉄道振動は、測定を行った 24 地点のうち、23 地点で指標（指針値）に適合。</li> </ul>
	化学物質	<ul style="list-style-type: none"> <li>ダイオキシン類、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンについて、環境基準を指標とする。</li> <li>有害化学物質が適正に管理され、環境中への排出が低減されている。</li> </ul>	<p>化学物質の総排出集計値※ 5,960t(平成 20 年度 6,060t の 1.7%減)</p> <p>※「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(化管法)に基づく化学物質の平成 21 年度総排出集計値</p>



## ■ 表紙の解説 ■

平成23年版の表紙は生物多様性をテーマとし、平成23年8月28日に新治恵みの里にある田んぼで実施された、「田んぼの生きもの調査」を取り上げました。

調査の詳細は「第2章【生物多様性】コラム「市民参加による田んぼの生きもの調査（P41）」をご確認ください。

※生きもの調査は、所有者の許可を得て実施しました。

※生き物の種類は、調査実施日のものです。いつでも、同じ生き物が見られるわけではありません。

### 「市民参加による田んぼの生きもの調査 IN 新治」概要

**1. テーマ：「水田の多面的機能と生物多様性」**

田んぼの生きもの調査を行い、田んぼの土や水、生きものと触れ合いながら、水田などの農地がお米をはじめとした農作物の生産だけでなく、様々な命を育む場を提供していることを学ぶ。

**2. 開催日：平成23年8月28日（日）**

**3. 開催場所：にいほる里山交流センター、新治恵みの里の田んぼ**

**4. 参加者：市民公募 大人22名、子ども4名 計26名**

**5. 実施主体：横浜市環境創造局政策課、北部農政事務所**

### 横浜市のおもな環境関連ホームページの紹介

環境に関する各種の情報をインターネットでご覧いただけます。

●温暖化対策統括本部⇒<http://www.city.yokohama.lg.jp/ondan/>

●環境創造局⇒<http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/>

●資源循環局⇒<http://www.city.yokohama.lg.jp/shigen/>

皆さまからのご意見をお待ちしています。

e-mail: [ks-kstoiawase@city.yokohama.jp](mailto:ks-kstoiawase@city.yokohama.jp)

### 横浜の環境－平成23年版－ (横浜市環境管理計画年次報告書)

**発行** 横浜市環境創造局政策調整部政策課  
平成24年1月発行  
〒231-0017 横浜市中区港町1-1  
TEL 045-671-2891  
FAX 045-641-3490

環境創造局ツイッター  
はじめたよ！

環境創造局  
ツイッター



「エコぼると」キャラクター  
エコぼん




## 横浜市



87 種類

### 市民参加による田んぼの生きもの調査 IN 新治

【鳥】8種 ハシソコガラス、ヒヨドリ、ムクドリ、ドバト、キジバト、スズメ、カワラヒワ、アオサギ

【は虫類】1種 ニホントカゲ

【魚】2種 ドジョウ、ヨシノボリ

【昆虫】

■水生昆虫&水生幼虫 3種：シマアメンボ、カゲロウ幼虫、ユスリカ幼虫

■トンボ 9種：クロスジギンヤンマ、ショウジョウトンボ、シオカラトンボ、ハグロトンボ、オニヤンマ、オオシオカラトンボ、コシアキトンボ、サナエ sp. (ヤゴ)、アカネ sp.、

■チョウ 18種：ジャコウアゲハ、ヤマトシジミ、キアゲハ、モンキアゲハ、アオスジアゲハ、キチョウ、アゲハ、キタテハ、クロアゲハ、コムシジ、ルリシジミ、コチャバネセセリ、イチモンジセセリ、カラスアゲハ、モンキチョウ、ヒメジャノメ、モンシロチョウ、ツマグロヒョウモン

■ガ 3種：カノコガ、ヒトリガ sp.、イネアオムシ (フタオビコヤガ)

■バッタ 11種：オンブバッタ、ショウリョウバッタ、トノサマバッタ、イナゴ、ヒシバッタ、ツチイナゴ、エンマコオロギ、ミツカドコオロギ、マダラスズ、クルマバッタモドキ、ササキリ、

■セミ・カメムシ 7種：アブラゼミ、ミンミンゼミ、ツクツクホウシ、ウンカ sp.、クモヘリカメムシ、ヘリカメムシ、ウズラカメムシ、

■その他 13種：ヒメスズメバチ、クマバチ、ハラビロカマキリ、オオカマキリ、カマキリ、アオハナムグリ、アオドウガネ、ヨツボシテントウダマシ、ナナホシテントウ、ヒメカメノコテントウ、ウリハムシ、ウリハムシモドキ、ホウネンダワラチビアメバチ蟻

【クモ】6種 ナガコガネグモ、イオウイロハシリグモ、アシナガグモ、ジョロウグモ、サラグモ sp.、カニグモ sp.

【その他】6種 ダニ (ウンカに寄生)、アメリカザリガニ、ヌマエビ sp.、ワラジムシ sp.、トビムシ、カワナ

